

資料5-1	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成21年度地域生活支援給付 単価改定(案)について

平成21年3月27日

千葉県障害者自立支援課

1 単価改定の趣旨

障害者自立支援法における障害福祉サービスについて、平成21年度報酬改定が為される予定となったため、サービス提供事業者の経営基盤の安定、サービスの質の向上等を図るため、当該サービスの報酬体系を基調としている地域生活支援給付についても報酬改定を行うこととしたものです。

2 各サービスにおける共通事項

(1) 統合上限額管理加算

52単位 → 156単位

障害福祉サービスにおいて、上限額管理結果に関わらず同様に加算できる運用(地域生活支援給付に係る統合上限額管理と同様)とされたことから、地域生活支援給付における加算単位数を障害福祉サービス並びとし、他の費用と同様原則9割の給付とします。

3 各サービスにおける個別事項

(1) 移動支援

障害福祉サービスにおける通院等介助における改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行います。

ア 基本報酬

障害福祉サービスの通院等介助と同等の単位数とします。

(単位)

利用時間	身体介護有り		身体介護無し	
	現行	改定後	現行	改定後
30分未満	239	264	83	109
1時間未満	415	417	156	205
1時間30分未満	601	606	234	286
2時間未満	679	692	—	—
2時間30分未満	757	777	—	—
3時間未満	834	863	—	—
以後30分ごと	73	86	73	73

イ 特別地域加算(新設)

所定単位の15%を加算

障害福祉サービス同様、中山間地域に居住している者に対して提供されるサービスについて評価

ウ 初回加算(新設)

208単位

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価

エ 緊急時対応加算(新設)

1回につき104単位(身体介護有りの方のみ、月2回まで)

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価

(2) 訪問入浴サービス

介護保険制度における訪問入浴介護に係る改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行います。

ア サービス提供体制強化加算(新設)

24単位／回

介護保険制度において当該加算の対象となる事業所の提供するサービスについて標記単位数を加算

(3) 日中一時支援(日中預かり型)

本サービスにつきましては、平成18年9月までの短期入所の日中預かり分の単価を元に、単価体系を独自に本市で策定したのですが、障害福祉サービスの報酬改定内容に鑑み、所要の改定を行うこととします。

ア 基本報酬

短期入所における短期利用加算について、障害福祉サービスに新設された医療機関での日中預かりにも適用されることから、日帰りサービスである本サービスの趣旨に鑑み、一律に当該加算分報酬を加算します。

(単位)

利用時間	4時間未満		8時間未満		8時間以上	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
基本	163	195	326	358	488	520
遷延性障害児者	351	383	701	733	1,051	1,083
重心障害児者	504	536	1,007	1,039	1,511	1,543

(4) 日中一時支援(放課後対策型)

本サービスについては、平成18年9月までの障害児タイムケア事業の補助単価を元に、単価体系を独自に本市で策定しましたが、障害福祉サービスの報酬改定内容に鑑み、所要の改定を行うこととします。

ア 欠席時対応加算(新設)

98単位/回(月4回まで)

障害福祉サービスにおける児童デイサービスと同様、急病等による利用の中止の際の人員体制に係る経費及びその後のフォローアップを評価します。

(5) 生活サポート

障害福祉サービスにおける居宅介護における改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行う。

ア 基本報酬

家事援助と同様の単価とする。

(単位)

利用時間	現行	改定後
30分未満	83	109
1時間未満	156	205
1時間以上	234	286

イ 初回加算(新設)

208単位

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価